

# けんぽっぽ



Vol.104

平成29年3月発行号

## 平成29年度の健康保険料についてのお知らせ

平成29年度の健康保険料率改定が決定しましたのでご報告いたします。

## 付加給付についてのお知らせ

平成27年、平成28年に発行したけんぽっぽでもお伝えしましたが、平成29年4月より付加給付が縮小・終了しますので、あらためて詳細についてご案内いたします。

## 平成29年度予算のご報告

平成29年2月に行われた「組合会」で予算が承認されておりますのでご報告いたします。

## けんぽっぽインフォメーション

健保からのお知らせと、加入者のみなさまが健康で充実した生活を過ごせるようにするために、リクルート健保が行っているサポート内容についてご案内いたします。

リクルート健康保険組合

<http://kempo.recruit.co.jp/index.html>

日頃よりリクルート健康保険組合の事業運営にご協力いただき、ありがとうございます。

平成29年2月8日に行われましたリクルート健康保険組合第93回組合会にて、平成29年度の健康保険料率の改定および、一般勘定（健康保険）、介護勘定（介護保険）の予算が決定いたしましたのでご報告いたします。

## 平成29年度の健康保険料率が改定されます

平成29年度のリクルート健康保険組合の保険料率は、組合会にて下記の通りに決定いたしました。

	平成29年度			←	平成28年度		
		事業主	被保険者			事業主	被保険者
健康保険料率	8.00%	4.15%	3.85%		7.00%	3.65%	3.35%
介護保険料率	1.90%	0.95%	0.95%		1.90%	0.95%	0.95%

### 健康保険料率について

リクルート健保では、平成23年度に保険料率を5.80%→7.00%に改定して以降、同一の保険料率を維持しての運営を行ってまいりました。その間、「高齢者の医療は社会全体で支える」という国の方針の元、リクルート健保から高齢者医療制度へ拠出する金額が大きく増加してきました。また、リクルート健保加入者の平均年齢上昇に伴い、加入者1人当たりの医療費も上昇してきています。

平成26年度以降、リクルート健保の単年度収支は赤字となり、積立金を取り崩しながらの財政運営を行っておりますが、平成28年度末時点での積立金残高は約16億圓にまで減少する見込みとなっております。

安定的な健保運営を行う上では、これ以上の積立金の減少は厳しい状況であるため、このタイミングで7.00%→8.00%への保険料率改定を行うこととしました。被保険者のみなさまや事業主の負担増加となりますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

尚、リクルート健保は加入事業所に派遣会社があることもあり、他の健保と比較して加入者の平均の加入期間が短いという特徴があります。被保険者のみなさまにより適正にご負担いただくため、今後は、毎年必要な保険料収入に基づいた保険料率設定を行うこととしました。毎年見直すことにより、今までよりも頻りに保険料率の改定があることが想定されますが、主旨を鑑みまして、ご理解いただきますようお願いいたします。

### 介護保険料率について

平成29年度の介護保険料率は、平成28年度の料率（1.90%）を据え置いての運営とすることといたしました。

## リクルート健保独自の給付（付加給付）を縮小・終了します

平成27年、平成28年発行のけんぽぼぽでもお伝えしておりましたが、平成29年4月より、リクルート健保の付加給付は縮小・終了いたします。詳しくは下記となりますので、ご確認ください。

★付加給付の申請は、該当する事案の発生から2年が経過すると時効となり、給付が受けられなくなりますのでご注意ください。

#### 現状

##### ◎出産時の給付

**法定給付** 被保険者・被扶養者が出産した場合、法定給付として1子につき420,000円が支給されます。（産科医療補償制度に加入していない分娩機関の場合は404,000円）

**付加給付** リクルート健保では、法定給付とは別に1子につき60,000円が支給されます。

##### ◎医療費の自己負担限度額に関する給付

**法定給付** 保険診療の場合、医療費の3割が自己負担となりますが、同一月に同一医療機関での医療費は自己負担限度額が決まっており、その金額を超えた分は健保から支給されます。（詳細は、【表1】をご確認ください。）

**法定給付** リクルート健保では被保険者の標準報酬月額に関わらず、自己負担上限額を20,000円とし、その金額を超えた分は健保から支給されます。（100円未満の端数は切り捨て）

【表1】法定給付での自己負担限度額（70歳未満の場合）

	通常	多数回該当
住民税非課税	35,400円	24,600円
標準報酬月額 ～26万円	57,600円	44,400円
標準報酬月額 28～50万円	80,100円+（医療費-267,000円）×1%	44,400円
標準報酬月額 53～79万円	167,400円+（医療費-558,000円）×1%	93,000円
標準報酬月額 83万円～	252,600円+（医療費-842,000円）×1%	140,100円

高額療養費が1年間に4回以上となった時には、4回目以降は自己負担限度額が多数回該当の金額に変更

【表2】リクルート健保の付加給付受給後の自己負担額

	～平成29年3月	平成29年4月～ 平成31年3月	平成31年4月～
住民税非課税	20,000円	20,000円	法定給付での 自己負担限度額 (表1)
標準報酬月額 ～26万円	20,000円	30,000円	
標準報酬月額 28～50万円	20,000円	40,000円	
標準報酬月額 53～79万円	20,000円	80,000円	
標準報酬月額 83万円～	20,000円	120,000円	

※100円未満の端数は切り捨てとなります。

※住民税非課税者はリクルート健康保険組合への非課税証明書の提出が必要です。

#### 平成29年4月以降～

##### ◎出産時の付加給付

平成29年4月1日出産分より付加給付はなくなります。

##### ◎医療費の自己負担限度額に関する付加給付

2年間の移行期間の後に、終了となります。

- ①平成29年4月診療分より自己負担の上限額を変更します。
- ②平成31年4月診療分より法定給付での自己負担限度額となります。（詳細は【表2】をご確認ください）

# 平成29年度 予算のご報告

## 一般勘定（健康保険）について

平成29年度の予算規模は、209億8300万円となります。

### 〈収入について〉

#### 保険料収入

保険料収入は、保険料率の改定、被保険者数の増加に伴い、203.13億円（前年比：118.6%）となる見込みです。

#### 別途積立金繰入

不測の事態に備え、5.00億円を繰り入れます。

### 〈支出について〉

#### 保険給付費

加入者の増加、および1人当たりの保険給付の増加により、103.70億円（前年比：108.3%）を見込んでおります。

#### 納付金

納付金は65歳以上の高齢者医療を支えるための拠出金で、各健保の加入者数や総報酬額などを元に、国が定める計算式によって決まります。

高齢者医療への納付金は、82.40億円（前年比：114.5%）を見込んでいます。納付金の算出ルールが段階的な変更により、前年度と比べて大きく増額しています。

日本全体の高齢化がますます進む中で、納付金負担は今後も増え続けていく見込みです。

#### 保健事業

人間ドック・被扶養者向けの健康診断などを中心に実施していますが、人間ドックの対象である40歳以上の加入者の大幅な増加などにより、6.88億円（前年比：113.6%）を見込んでおります。

#### 事務所費

前年比ほぼ同額での運営費を見込んでいます。

### ■一般勘定

（単位：千円）

項目	内容	平成28年度 決算見込	平成29年度 予算	前年比	
収入	健康保険料収入	被保険者・事業主からの保険料収入	17,132,770	20,313,000	118.6%
	別途積立金繰入	健保が保有する積立金からの繰入	1,000,000	500,000	50.0%
	その他収入	その他の収入	183,675	170,000	92.6%
		<b>18,316,445</b>	<b>20,983,000</b>	<b>114.6%</b>	
支出	保険給付費	医療費の健保負担分や一時金・手当金などの給付	9,576,910	10,370,000	108.3%
	納付金	高齢者医療制度などへの納付金、拠出金	7,199,118	8,240,000	114.5%
	保健事業費	人間ドック、家族向け健診、など疾病予防・健康増進への事業費	605,822	688,000	113.6%
	財政調整事業拠出金	健保間での財政調整用の拠出金	355,865	358,000	100.6%
	事務所費	健保の運営費（人件費、賃料、システム費他）	169,310	170,000	100.4%
	その他支出	その他の支出	11,345	29,000	242.1%
	予備費	予算を超過した項目への予備費		1,128,000	
		<b>17,918,370</b>	<b>20,983,000</b>	<b>117.1%</b>	
収支（上記収入－支出）		<b>398,075</b>	<b>0</b>		
単年度収支（積立金繰入・予備費を除いた収入－支出）		<b>▲601,925</b>	<b>630,000</b>		

## 介護勘定（介護保険）について

平成29年度の予算規模は、20億2903万円となります。

### 〈収入について〉

#### 介護保険料収入

保険料収入は、介護被保険者数の増加に伴い、19.29億円（前年比：113.4%）となる見込みです。

### 〈支出について〉

#### 介護納付金

介護納付金は、各健保の介護保険加入者数を元に、国が定める計算式によって決まります。

介護納付金は、18.50億円（前年比：124.6%）を見込んでいます。

### ■介護勘定

（単位：千円）

項目	内容	平成28年度 決算見込	平成29年度 予算	前年比	
収入	介護保険料収入	被保険者・事業主からの保険料収入	1,700,441	1,929,000	113.4%
	繰入金	決算残金や準備金からの繰入	0	100,000	—
	その他収入	その他の収入	2	3	150.0%
		<b>1,700,443</b>	<b>2,029,003</b>	<b>119.3%</b>	
支出	介護納付金	国の介護事業実向け納付金	1,484,387	1,850,000	124.6%
	その他支出	その他の支出	455	700	153.8%
	予備費	予算を超過した項目への予備費	0	178,303	
		<b>1,484,842</b>	<b>2,029,003</b>	<b>136.6%</b>	
収支（上記収入－支出）		<b>215,601</b>	<b>0</b>		
単年度収支（積立金繰入・予備費を除いた収入－支出）		<b>215,601</b>	<b>78,303</b>		

# けんぽっぽ インフォメーション

## セルフメディケーション税制について

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、従来の医療費控除の特例として、平成29年1月から新たに「セルフメディケーション税制」が始まりました。

### 制度の概要

健康の維持増進および疾病の予防のために健診や予防接種等を受けていて、かつ、制度対象となるOTC医薬品の年間購入額が12,000円を超える場合、確定申告を行うことにより、12,000円を超えた額（上限88,000円）をその年分総所得金額等から控除できる制度です。

### 対象となる期間

平成29年1月1日～平成33年12月31日  
※この特例は、平成29年分の確定申告から適用できます。

### 申告対象となる人

- ①所得税、住民税を納めている。
- ②制度の対象となるOTC医薬品の年間購入額（1～12月）が12,000円を超えている（生計を一にする配偶者その他親族の分も含む）。
- ③健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組（健康診断、予防接種等）を行っている。

### 対象となる医薬品

医療用から転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）です。対象成分や品目等については厚生労働省のホームページに掲載されています。なお、購入の際に参考となるよう、対象製品のパッケージに以下のような識別マークが表示されています。



### 従来の医療費控除との関係

セルフメディケーション税制による所得控除と、従来の医療費控除を同時に利用することはできません。購入した対象医薬品の代金に係る医療費控除制度については、従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制のどちらの適用とするか、対象者ご自身で選択することになります。確定申告の具体的な手続き等については、最寄りの税務署へお問い合わせいただくか、国税庁のホームページ等でご確認ください。

## 70歳以上の方の高額療養費制度の見直しについて

70歳以上の方の高額療養費制度が、2段階で見直しが行われることになりました。第1段階の平成29年8月には、現行の所得区分を維持したまま、限度額・上限額が引き上げられます。第2段階の見直しは平成30年8月からの予定です。

### 高額療養費とは

自己負担した医療費が一定額（自己負担限度額）を超えた場合、その超えた金額が高額療養費として健康保険組合から支給されます。

### 平成29年8月診療分～平成30年7月診療分

区分	自己負担限度額		
	外来	世帯（外来+入院）	多数該当
現役並み所得者	57,600円	80,100円+（医療費の総額-267,000円）×1%	44,400円
一般 標準報酬月額26万円以下	14,000円 （年間14.4万円上限※）	57,600円	
低所得Ⅱ 住民税非課税 <sup>※1</sup>	8,000円	24,600円	—
低所得Ⅰ 住民税非課税で所得が一定以下 <sup>※2</sup>		15,000円	—

- ※ 年間の上限額起算月は毎年8月です。
- ※1 70歳以上で市町村住民税非課税である被保険者、もしくはその被扶養者等。
- ※2 70歳以上で被保険者及びその被扶養者全員が市町村住民税非課税で、所得が一定基準（年収180万円以下等）を満たす人等。

## リクルート健康保険組合

〒100-6640 東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキョウサウスタワー  
TEL: 03-6705-0450

発行人 塚塚 優 編集人 青山 尚弘 担当 櫻岡 あさと 制作 第一印刷所

## 家庭用常備薬のご案内

この度、加入者のみなさまの疾病予防と健康管理の一助にさせていただくため、家庭用常備薬等を特別価格でご案内いたします。日常の健康管理や応急の対応に備えていただくほか、花粉症や風邪等、季節に流行する疾病の予防にお役立てください。

### 申し込み方法

郵送・FAX・WEBよりお申込みいただけます。

### 申込締切日

平成29年8月31日（木）

※詳細は同封のご案内をご参照ください。  
お問い合わせは、業務委託先である株式会社アーテムにご連絡ください。

## フィットネスクラブのご案内

リクルート健保加入者は、下記スポーツ施設を法人会員料金で利用できます。各施設毎の手順に従い、ご利用ください。利用手順に関するお問い合わせは各施設へご確認ください。

施設名	所在地	利用料金/回(税抜)
コナミスポーツクラブ	全国177施設、法人会員利用 提携338施設（ゴールドジム等）	1,600円～3,400円 会員証発行手数料：1,000円
東急スポーツオアシス	首都圏18ヶ所・近畿圏12ヶ所・ 広島1ヶ所 ※オアシスラフィールは利用対象外	1,200円（新宿、聖路加、港北、 広島のみ1,600円） 会員証発行手数料：1,000円
スポーツクラブNAS	全国54ヶ所	1,000円 会員証発行手数料：無料
ルネサンス	全国193ヶ所	1,500円 会員証発行手数料：1,000円

※セントラルスポーツは平成29年3月31日で契約終了となります。  
※東急スポーツオアシスは平成29年4月より会員証発行手数料1,000円が必要になります。

## 扶養審査基準の見直しについて

現在、リクルート健保では、扶養審査基準の見直しを行っております。自営業（フリーランス等）の方の収入基準については変更が決まっております。その他、詳細が決まり次第、リクルート健保HPにてお知らせいたしますので、ご確認の程よろしくお願いたします。

※新しい審査基準は、平成29年4月からの扶養申請より適用予定です。平成29年度の再認定基準についても適用されますので4月以降リクルート健保のHPをご確認ください。

## 健康チェックのご案内

平成29年度の間人ドック・ファミリー健診につきましては、7月に対象者の方へご案内をお送りする予定となっております。予約方法やお問い合わせ先等、詳細は決まり次第、リクルート健保HPにてお知らせいたします。

### ●人間ドック

受診資格	以下の条件をすべて満たす方 ●平成29年4月1日時点で加入し、受診日まで継続的に加入 ●平成30年3月31日時点で40歳以上 ※任意継続された方は「継続的」に該当します。
実施期間	平成29年8月～平成30年2月末
受診費用	病院窓口で10,000円を自己負担していただきます。 （一部健診機関は20,000円） 残額（平均40,000円）は健保が補助します。 ※健診機関によっては、オプション変更の差額を自己負担していただく場合があります。 ※受診資格に該当せず受診した場合は、全額自己負担していただきます。

### ●ファミリー健診

受診資格	以下の条件をすべて満たす方 ●リクルート健保の任意継続者（ご本人）又は被扶養者（ご家族） ●平成29年4月1日時点で加入しており、受診日まで継続的に加入 ●平成30年3月31日時点で19歳以上 ※40歳以上の方は、「ファミリー健診」または「人間ドック」のどちらかを選択できます。
実施期間	平成29年8月～平成30年2月末
受診費用	無料 ※40歳以上の方のみ、オプション検査方法を有料（自己負担）の検査に変更可。 ※受診資格に該当せず受診した場合は、後日費用を請求いたします。